

参考 関係法令抜粋（バリアフリー準ずる基準）

【高齢者の居住の安定確保に関する法律（最終改正：平成23年4月28日法律32号）】

第7条

都道府県知事は、第5条第1項の登録の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。

一～二 略

三 サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等が、第54条第一号ロに規定する基準又はこれに準ずるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

→平成23年8月12日厚生労働省令・国土交通省令第2号

【国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年8月12日厚生労働省令・国土交通省令第2号）】

第10条

法第7条第1項第三号の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、既存の建物の改良（用途の変更を伴うものを含む。）により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第5条第一項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、法第54条第一号ロに規定する基準をそのまま適用することが適当でないと認められる加齢対応構造等である構造及び設備について適用されるものであって、次に掲げるものとする。

一 床は、原則として段差のない構造のものであること。

二 居住部分内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。

$$T \geq 19.5$$

$$R \div T \leq 22 \div 21$$

$$55 \leq T + 2R \leq 65$$

T及びRは、それぞれ次の数値を表すものとする。以下同じ。

T踏面の寸法（単位センチメートル）

Rけあげの寸法（単位センチメートル）

三 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。

$$T \geq 24$$

$$55 \leq T + 2R \leq 65$$

四 便所、浴室及び居住部分内の階段には、手すりを設けること。

五 その他国土交通大臣及び厚生労働大臣の定める基準に適合すること。

→平成23年厚生労働省・国土交通省告示第2号

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条
第五号の国土交通大臣及び厚生労働大臣の定める基準

平成23年10月7日
厚生労働省・国土交通省告示第2号

1 住宅の専用部分に係る基準

(1) 段差

日常生活空間（高齢者の利用を想定する一の主たる便所、浴室、玄関、脱衣所、洗面所、寝室、（以下「特定寝室」という。）食事室、特定寝室の存する階（接地階（地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。）を除く。）にあるバルコニー又は特定寝室の存する階にある全ての居室及びこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。）内の床が、段差のない構造（5ミリメートル以下の段差が生じるのを含む。以下同じ。）であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りではない。

- イ 玄関の出入口の段差
- ロ 玄関の上がりかまちの段差
- ハ 勝手口その他屋外に面する開口部（玄関を除く。）の出入口及び上がりかまち段差
- ニ バルコニーの出入口の段差
- ホ 浴室の出入口の段差
- ヘ 室内又は室の部分の床とその他の部分の床との高低差が90ミリメートル以上ある段差

(2) 階段

住戸内の階段の各部の寸法が、次に掲げる基準に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあつては、この限りではない。

- イ 勾配が21分の22以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550ミリメートル以上650ミリメートル以下であり、かつ、踏面の寸法が195ミリメートル以上であること。
- ロ 蹴込みが30ミリメートル以下であること。
- ハ イに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300ミリメートルの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあつては、イの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。

90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分

90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分

180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分

(3) 手すり

イ 手すりが、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあつては、日常生活空間内に存するものに限る。

空間	手すりの設置の基準
----	-----------

階 段	少なくとも片側（勾配が45度を超える場合にあっては両側）に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。
便 所	立ち座りのためのものが設けられていること。
浴 室	浴槽出入りのためのもの又は浴室内の姿勢保持のためのものが設けられていること。
玄 関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。
脱 衣 所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。

ロ 転落防止のための手すりが、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1メートル以下の範囲にあるものその他転落のおそれのないものに設置される手すりについては、この限りでない。

空 間	手 す り の 設 置 の 基 準
バルコニー	<p>腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）の高さが650ミリメートル以上1,100ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。</p> <p>腰壁等の高さが300ミリメートル以上650ミリメートル未満の場合にあっては、腰壁等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。</p> <p>腰壁等の高さが300ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。</p>

ハ 転落防止のための手すりの手すり子であって、床面、腰壁等又は窓台その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「窓台等」という。）（腰壁等又は窓台等にあっては、その高さが650ミリメートル未満のものに限る。）からの高さが800ミリメートル以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110ミリメートル以下であること。

（４）部屋の配置

日常生活空間のうち、便所及び特定寝室が同一階に配置されていること。

2 住宅の共用部分に係る基準

（１）共用廊下

住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。

イ 共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。

次のいずれかに該当すること。

a 共用廊下の床が、段差のない構造であること。

b 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

()勾配が12分の1以下(高低差が80ミリメートル以下の場合にあっては、8分の1以下)の傾斜路が設けられている、又は当該傾斜路及び段が併設されていること。

()段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イに掲げる基準に適合していること。

手すりが共用廊下(次のa及びbに掲げる部分を除く。)の少なくとも片側に設けられていること。

a 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分

b エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分

ロ 直接外部に開放されている共用廊下(1階に存するものを除く。)が、次に掲げる基準に適合していること。

転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650ミリメートル以上1,100ミリメートル未満の場合にあっては床面から1,100ミリメートル以上の高さに、腰壁等の高さが650ミリメートル未満の場合にあっては腰壁等から1,100ミリメートル以上の高さに設けられていること。

転落防止のための手すりの手すり子であって、床面又は腰壁等(その高さが650ミリメートル未満のものに限る。)からの高さが800ミリメートル以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で1100ミリメートル以下であること。

(2)主たる共用の階段

次に掲げる基準に適合していること。

イ 次に掲げる基準(住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあっては、及びに掲げるものに限る。)に適合していること。

踏面が240ミリメートル以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550ミリメートル以上650ミリメートル以下であること。

踏込みが30ミリメートル以下であること。

最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分がもうけられていないこと。

手すりが、少なくとも片側に設けられていること。

ロ 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあっては、次に掲げる基準に適合していること。ただし、その高さが1メートル以下の部分については、この限りでない。

転落防止のための手すりが、腰壁等の高さ650ミリメートル以上1,100ミリメートル未満の場合にあっては踏面の先端から1,100ミリメートル以上の高さに、腰壁の高さが650ミリメートル未満の場合にあっては腰壁等から1,100ミリメートル以上の高さに設けられていること。

転落防止のための手すりの手すり子であって、踏面の先端又は腰壁等(その高さが650ミリメートル未満のものに限る。)からの高さが800ミリメートル以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で1100ミリメートル以下であること。